

地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)の概要

参考資料

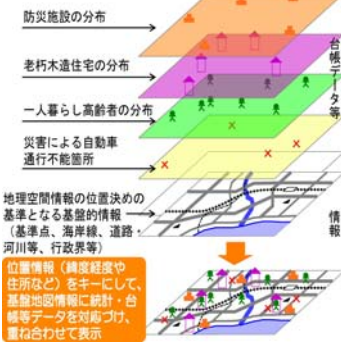
(平成19年法律第63号、平成19年5月23日成立、5月30日公布、平成19年8月29日施行)

背景

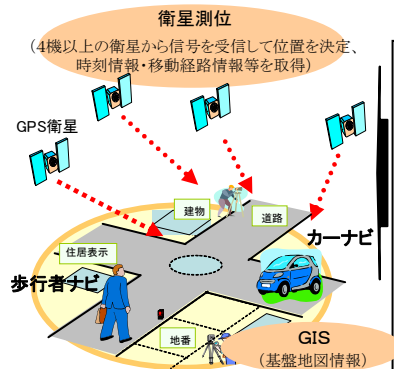
2002年の世界測地系の導入に伴い、地理情報システムと衛星測位の連携の可能性が拡大

地理情報システム(GIS)

Geographic Information System



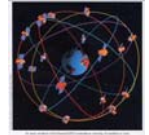
- 阪神淡路大震災(1995年1月)後、政府においてGIS(地図データと、地図上に位置づけられる様々な情報を用いて、視覚的な表現、高度な分析、迅速な判断を可能にするシステム)を推進
1/25000レベル、1/2500レベルは概成
- 各システムの連携・統合の強化を図り、様々な情報の重ね合わせを可能とするため、より高精度で新鮮な「共通白地図」的なものが必要



衛星測位(PNT)

Positioning, Navigation and Timing

- 我が国の衛星測位(複数の人工衛星の信号を用いる位置の決定及び時刻、移動経路等の情報の取得)は米国の衛星システムGPS(Global Positioning System)が基盤



○わが国では、衛星測位は国民生活や国民経済に深く浸透しており、重要な社会基盤

国民生活の向上と
産業の発展への貢献

推進すべき施策

基本理念等

- 国土空間データ基盤(NSDI(National Spatial Data Infrastructure))を形成
 - 一 地理空間情報(空間上の位置を示す情報(当該情報の時点情報を含む。)等)(注)の整備・提供、地理情報システムや衛星測位の利用推進、人材育成、関係機関の連携強化等による総合的・体系的な施策の実施
- 地理空間情報の活用の推進に関する施策が相乗効果を発揮するよう、関係施策を実施

(注) 基盤地図情報(空間データ基盤)、統計情報(基本空間データ)、画像情報(デジタル画像)等

信頼性の高い衛星測位サービスを
安定的に享受できる環境の確保

効果的・効率的な公共施設の管理、防災対策の推進
国土の利用・整備・保全、国民の生命・身体・財産の保護

行政運営の
効率化・高度化

多様なサービスの提供

多様な事業の創出と発展
環境との調和

民間事業者の技術提案
及び創意工夫の活用

個人の権利利益侵害、
国の安全の確保への配慮

○地理空間情報活用推進基本計画の策定と施策の実施に関し、関係行政機関の協力体制の整備

地理空間情報活用推進基本計画

地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的・計画的に推進

基本的施策

- 施策の策定・実施に必要な調査・研究の実施
- 行政における地理空間情報の活用

- 知識の普及
- 個人情報保護

- 人材の育成等

地理情報システムに係る施策

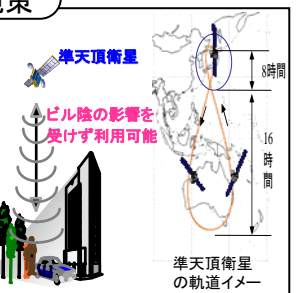
○新時代の地理情報システム(次世代GIS: Geospatial Information System)の整備及び活用の推進

- ・基盤地図情報(注)の整備、更新、流通
(注) 地理空間情報の位置決め基準となる基準点、海岸線等の位置等に係る情報等共通白地図の主要項目の位置情報
- ・地図関連の行政事務(地籍、登記等)での基盤地図情報の相互活用
- ・基盤地図情報の円滑な流通(国の基盤地図情報等を原則無償提供)
- ・研究開発の推進 等



衛星測位に係る施策

- 地球全体にわたる衛星測位システムの運営主体との連絡調整
 - 研究開発、技術実証、利用実証、利用促進
- 一 ビル、山陰の影響を受けずに利用可能な準天頂衛星システムによる衛星測位の技術実証・利用実証に平成18年度から着手 等



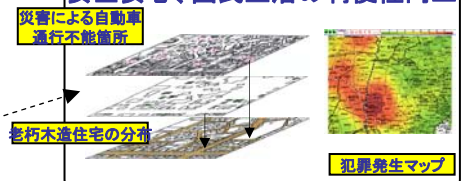
期待される効果

一 地理空間情報を高度に活用できる社会の実現一

行政の効率化・高度化



安全安心、国民生活の利便性向上



新産業・新サービスの創出



弱者保護力の強化



国土の利用、整備、保全

